

いたっておりです。

①の一番最後のところをごさいますけれども、「弾性設計用地震動Sdは、従来の基準地震動S<sub>1</sub>が耐震設計上果たしてきた役割の一部を担うことになる」というふうに言い切っており、ごさいますけれども、議論をした整理をごさいますので「こと」になるのと整理がなされた」というふうに語尾をつけ加えてみました。

それから既に植書書きが始まっておりますので、次の2行はデリートしました。

②というところで「基準地震動S<sub>e</sub>の性格等について」ということで書いてごさいます。11ページの②の部分の一番最後の2行でございませうけれども、これは石橋委員からのコメントでございまして、アンダーラインの部分「なお、「解放基礎表面」という言葉はわかりにくいので、例えば「地震動基準面」がよいのではないかとの意見も出された」というふうにつけ加えさせていたいただいております。

それから③でございませうけれども、どこを直したかといいますが、3パラ目の「また」というところでごさいます。先ほどの活断層の見え方消しになっている「調査・評価の対象」というのが余計だということや笠委員からの指摘、それから次の「と」というのを「と」とすること及びということ、それから活断層の認定の部分でございませうけれども、「最終間氷期の活動の有無によること」というのをやめて「できる」、「と」することとコンセンサスが、「構築された」を「得られた」に直したのには石橋先生からのコメントでございませう。笠先生と石橋先生のコメントを反映させていたいただいております。その3行下の構築されたが「得られた」になっているのも、石橋先生からのコメントでございませう。

それから12ページ目でごさいますけれども、2行目からアンダーラインの部分でございませう。これも石橋先生からのコメントでございませうが、「これに関連して、具体的な指針本文の規定は、「国内・国外の既往の内地地震内大地震のうち、震源断層面に直結する地殻地震断層が出現しなかったもの震源近傍の観測記録に基づきとすのがよいのではないかとの提案もなされた」というふうに記述してございませう。

それから13ページ目についていたただきまして、最後の2行目、「必要ではないのではありませんか」とちょっと回りどいので「必要ないのではありませんか」と読みやすくさせていただきます。

それから(3)のところは、変更はございませう。

(4)のところは14ページの部分はございませう。15ページのところ、静的地震力のところをひとしきり言っただけでな御書、これは前回頭で石橋先生からSdの設定方法については途中で3つの考え方が出されてきたけれども、それは記録として残しておくべきではないかというふうなコメントをいただいたので、その部分を過去の資料、該当する部分について拾い上げてきました。読み上げると長くなりますけれども、過去の資料からの切り貼りでございますので確認いただければと思いますけれども、①、②、③というところでその3つを記述させていただきます、これらについて議論を重ねた結果というところで、②の従どしなけれども、①のことも配慮があるべきとの意見も出された、最終的に弾性設計用地震動Sdの決め方だけではなく、その意味づけについても言及することとし、最終的には今次改訂において、Sdの設定方法についての規定としてはということで、かき括弧つき部分分は実際の指針に書かれていないところでございます。解説の部分に書かれていないところでございます。

アンダーラインのところ、一番最後の部分でございませうが、0.5というところが含まれてございませうので、一応事務局の作文では「と」することでコンセンサスが得られた」というふうにアンダーラインの部分でございませうけれども、必ずしもコンセンサスでなくて、例えば藤田委員とか今日の資料の原委員からは0.5はいかかかよめのかという意見もまだ出ている状態でございますので、ひよつとしたら語尾のところを「と」することよめのかという意見が大勢を占めた」と書き直した方がいいかもれませう。

それから16ページの真ん中(5)の「地震断層現象」という項をおししました。これは前回、青山主査からそういうのが必要ではないかというご指摘がございませうので、まず柱書きの執行については事務局で作文をさせていただきますが、今次改訂において、「旧指針においては、地震断層現象について特化した規定は存在してはなかったが、今次改訂においては、地震時に於ける原子力施設の周辺斜面の崩壊等への考慮、津波に対する考慮、地盤変動等についての考慮の取込みの考慮の要否等に関連する幅

広い調査審議が行われた。これに関連して、まず、周辺斜面の崩壊等及び津波への考慮についての議論がなされ、引き続き、以下のような具体的な案が追加的に出された」ということで、①、②は石橋先生から提案された意見でございませう。

それから③のところから柴田先生で、先ほど事務局からの資料にもそのまま引用させていただいていろいろ(お)のところ、それから今日の資料で追加的に出していた④、⑤というところについて記述をさせていただいております。

その次が「これらの意見も含め」というところ、これは事務局が勝手に書いてあるわけでごさいますけれども、「これらの意見を含め、地震断層現象として考慮すべき事項について、原子力施設の基本設計ないし基本的安全設計方針の妥当性に係る安全審査において、設置許可申請対象となる固有の原子力施設の耐震設計についての妥当性を審査すべき事項として適切かつ不可欠であるかどうかという観点、及び現行の他の関連する指針類に対応しているかどうかとの観点から議論を重ねた」ということで議論をしていただいているのだと思っております。

「その結果、最終的に、今次改訂において、地震断層現象についての規定としては」ということで、今あるものが(1)、(2)でございませうが、その下の若干白い余白がありますが、「と」することでコンセンサスが得られた」と。よいのではないかと等しいか等の意見が大勢を占めた」というふうに書きかえられたいと思はせませんが、ここにまた何か書く必要があるかどうかという点について、今日ご判断いただきたいたいと思はせませう。

それから18ページ目まで書いていたただきまして、その次、これが前(5)だったものが(6)になったというところがございます。それから一番下の4行ほどでございませうけれども、なおこの「参照する」という意味についてでございませうが、笠委員はこの部分は全面削除というコメントが今日ありませう。

それから、実は亀田委員から、笠委員は審査の対象とするということを明記しなければいけないかというふうなご指摘もあり、それから神田委員からは、書いても書かなくても超過確率等まで書かれるのであるというご指摘がございませう。

事務局としては、「なお、ここで「参照する」という意味づけ等については、個別申請ごとの基準地震動S<sub>e</sub>の策定に際して、その超過確率を申請書に明記し、安全審査時の参考情報として活用していくべきであるとの整理がなされた」というふうに修正案をさせていただいております。

それから19ページ目についていたただきまして、今後の課題についてでございませうが、マイナーなチェンジが2カ所ありますけれども、これは石橋委員からこの方がいいのではないかとということで、先ほど分科会見解のところをいじったという説明をさせていただきましたけれども、それと調和をとらせていただいております。

それから参考資料でございませうけれども、参考資料の2ページ目とところでクレジットが抜けておりましたので、平成13年3月3日、これは原子力安全基準専門部会と当時の部会でご説明を事務局からさせていただきますという「案」が取れて、これは部会としてお決めいただいたというところでございます。別紙1、別紙2というのが今の資料の別紙になりますので、その次が置いたところといいますが、参考資料4というところでございます。

実は村松委員のいつからお願ひしたというのには回数で表示して、編集上ほかと調和がとれておりませうので、年月をおろすというところで置かせていただきます。

それからあとマイナーでございませうけれども、参考資料第5号の表の中の「主な調査審議事項」の「主な」という言葉を全部入れさせていただきました。要するに執行でほとんどの毎回の内容が書かれましたので、一々「主な」というふうな断り書きも入れませうけれども、させていただきますというところで、前回から今回にかけて作業をさせていただいていただいている内容は以上でございます。

○青山主査 事務局からの説明は以上でよろしくございませう。

それでは、これから審議に入らせていただきます。それでは報告書、こういうものの内容につきまして皆様の意見をお聞かせいただき指針、解説、それから今までの議論のまとめというふうな意味で事務局が精力的におまとめいただき、事務局のお考えも述べさせていただいたわけでございます。

それから、全般的にこれはこれを見ていただければいいと思っておりますけれども、従来、主査という立場で議事の進行に徹してまいりましたけれども、幾つもの点につきまして専門委員の一人ということでご発言をさせていただければと思っております。

まず今日、神田委員の方から静的地震力の規定に関する幾つかのご意見があつて、それに対して事務局のご回答がありました。私としては、事務局の回答で十分であるかというふうな思っております。

ただ、その中で特に保水耐力の式の式の中に出てまいりますいわゆるDs値に関してもう少しき

んと書いた方がいいのではないかというご意見がございました。D<sub>s</sub>値がどういうふうに出して出てきたかということに関しては建築学会の中でもいろいろ論文等もございまして、設計に用いますD<sub>s</sub>値そのものを個別の論文なり研究から導いてくるというようには行われていないと、採用されるD<sub>s</sub>値は極めて行政的だと思いますが、建築の設計全般にかかわる基本的ないわば約束事として告示等に決められているものである。その値を例えば限界耐力計算法でも何でもいいますので、その辺について原子力施設の設計にいわば生の議論を持ち込むのはいかかなものかと、本文というよりは解説に書いてありますように建築基準法にあるD<sub>s</sub>がここで言う保有力で使うD<sub>s</sub>であるというよりは別のD<sub>s</sub>ではないかというふうにも思っております。

そのほか、平野委員、柴田委員、いろいろご意見もございました。私にも思っております。案を事前に拝見して、大体これでもいいのではないかと、今更にはどうも思っております。特に地震時の許容限界、機器・配管系の許容限界につきまして柴田委員からいろいろご意見がございましたけれども、今回の指針そのものの改訂が最新の知見を取り込むということと、貫してやってきたことと、今更にはどうも思っております。最新の知見としてどこまで取り込むのかということにつきましては、やはり個別の研究者の意見というものを一々反映するというわけにはまいらなくて、学会という立場で広く認められた最新の知見ということにどうしてものならざるを得ないと思っております。その意味で今柴田委員からご提案のありましたような文言で解説なり何なりに文章を追加するということはよろしいのではないかと、今更にはどうも思っております。

○柴田委員 何のことを言っているらっしゃるのですか。そんな、個人の書いてたところ1カ所もないと思えますけれども。

○青山主査 失礼いたしました。私が申し上げようと思っておりましたのは、第42-5-3号の最後のページでございます。

最終報告書の文章の追加案ということでは6行ほど文章を書いていらっしゃるが、……  
○柴田委員 これは個人の意見ではなくて、従来からの安全設計の立地指針から流れている流れから矛盾していることを言っている。

○青山主査 です。それからそのことがこのコンセンサス……

○柴田委員 そのことはもう周知のごときで、私の個人の意見ではないですが。

○青山主査 ここで弾性設計用地震動S<sub>d</sub>が仮想の状態によって設計を行おうとするものであるというの……

○柴田委員 それは文面からもう明らかで、私個人ではなくて、文面を読んだときの……

○青山主査 この分科会の共通の認識にはなっていないと、私は判断しております。

○柴田委員 だけれど、私は安全委員会や何かのレベルの共通基準部会なんか長年やってきて、共通の認識だと思いますけど。

○青山主査 それは見解の相違でございますが、ほかの委員の皆様どういうふうにお考えになるか。

○柴田委員 です。それから結局その専門家がいないから私は早く加えるようにということをして、そうしたらステップ2で加えると言われていて、私自身も確かにこの分野の許容応力体系の専門家ではありませぬけれども、もう廃止になった501号等の体系をつくられた方から言っても、もう明らかに常識的ではない。

○青山主査 それでは私の方から発言を続けますが、先ほどから申し上げているように、これは今回……

○柴田委員 だから、個人の意見だというのは取り消してください。

○青山主査 個人の意見とは申し上げませんが、5-3号に書かれているこの提案と、そういうことでございまして。

そういうものについてはまだ見送らせていただきます。時期尚早であるというふうには私には思っておりません。そういうことで今更には見送らせていただきます。多少立ち入った見解を述べさせていただきます。失礼いたしました。

なお、発言のついでに非常にグラフィカルな図を申し上げますが、この指針の「はしがき」に出てくる2項目のパラグラフの「従前の発電用云々の審査指針」というのがかき括弧は、こういうものが、つまり「従前の」という言葉が指針が存在するわけではないので、「従前の」はかき括弧の外に出るのだらうと。

同じような意味で、今度の報告書の書き出しのところも「これまでの審査指針」という「これまでの」がついた審査指針というのはいかかというふうには思っていますので、これは事務局

でご検討ください。大変失礼いたしました。

それでは皆様からのご意見、ご質疑をいただきました。……

本日は最終的な取りまとめを目標とさせていただきますので、そういうことで各委員からご意見をちょうだいできたいと思います。

どうぞ、石橋委員からお願いたします。

○石橋委員 皆さま非常にたさんあると思えますけれども、私もたくさんあるのですけれども、今座長がおっしゃったことに関連して事務局からも何かあると思えますけれども、ちょっと私、今のかき括弧の問題。一番つまらないことかと思いますが……

これはもともと「従前の」は外にあつたんですね。私がこれを言ったことに関連していると思うので責任があるのの説明ですと、私も今のこればかりかと思っております。もともと(以下「旧指針」という。)ということが、今更にはどうも思っておりますが、前もかき括弧の中に入っていた。そのままの状態「従前の」を前に出してしまえば、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針そのものを以下で「旧指針」というようにとれます。それはおかしなことを申しました。

私だったらこうという提案は、確かに「従前の」は前に出す。「発電用原子炉施設云々」で耐震設計審査指針の次にかき括弧をつけてしまえば、(以下「旧指針」という。)のは、かき括弧の外に出せばそれでもいいのではないかと。普通、そういうふうには書くのではないかと。……

でご参考までに。

とりあえず以上です。

○青山主査 秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 この第42-8-2号で、12ページに「すなわち」以下のS<sub>d</sub>の記述が入ったこととできちんと落ちついたのではないかと、今更にはどうも思っております。

私も基本的に第42-8-2号で、一応のまとまりができたのではないかと、今更にはどうも思っております。それで原委員、神田委員、それから柴田委員のご意見に対して、やはりこれでもいいということと少し原委員は不十分だということご意見に対して、私なりに見解を述べさせていただきます。

原委員の第42-3号では、S<sub>d</sub>/S<sub>s</sub>の比率が0.5というのが必ずしも書かなくていいのではないかと。私もどうも書かなくてもいいということではないわけですが、物の考え方をすけれども、やはり0.5というような数字を一応今の段階で置いておくということが、物の考え方をすけれども、やはり0.5という下げられるかと思っております。これはこれからの問題ですが、そこでこの比率が単独であたかも施設の安全確保の保持の把握を確保なものにする、ということでは決してありません。この比率が一つあ

つて、これで弾性設計すること、これがこの安全機能の保持に大きく寄与するということであつて、それからS<sub>s</sub>に対する安全評価を必ず行わなければならないということについては十分の過程で証明されるであつたということであつて、0.5が適切であるかというよりは、十分の過程で証明されるであつたということであつて、今更にはどうも思っております。

○青山主査 それは見解の相違でございますが、ほかの委員の皆様どういうふうにお考えになるか。

○柴田委員 です。それから結局その専門家がいないから私は早く加えるようにということをして、そうしたらステップ2で加えると言われていて、私自身も確かにこの分野の許容応力体系の専門家ではありませぬけれども、もう廃止になった501号等の体系をつくられた方から言っても、もう明らかに常識的ではない。

○青山主査 それでは私の方から発言を続けますが、先ほどから申し上げているように、これは今回……

○柴田委員 だから、個人の意見だというのは取り消してください。

○青山主査 個人の意見とは申し上げませんが、5-3号に書かれているこの提案と、そういうことでございまして。

そういうものについてはまだ見送らせていただきます。時期尚早であるというふうには私には思っておりません。そういうことで今更には見送らせていただきます。多少立ち入った見解を述べさせていただきます。失礼いたしました。

なお、発言のついでに非常にグラフィカルな図を申し上げますが、この指針の「はしがき」に出てくる2項目のパラグラフの「従前の発電用云々の審査指針」というのがかき括弧は、こういうものが、つまり「従前の」という言葉が指針が存在するわけではないので、「従前の」はかき括弧の外に出るのだらうと。

同じような意味で、今度の報告書の書き出しのところも「これまでの審査指針」という「これまでの」がついた審査指針というのはいかかというふうには思っていますので、これは事務局





うのがすみ分けだと思います。

それから、同時多発については先ほども申し上げましたけれども、地震というのはそういうものであると、それを大前提に耐震設計指針をつくっているのだから、どこか前書きとか解説のところであらうことを書くのは私も絶対反対ではないのです。堅りのいいところがあれば、だけど、それで大前提で同時多発的に共通対象が起るといいう大前提で耐震設計をつくっているのだから、余りそれを個別のところを書くような問題ではないのではないかと。大前提です。そのために耐震設計指針をつくっているのです。

○青山主査 柴田委員、どうぞお願いました。  
○柴田委員 先ほどから申しているように、指針に何を書くかどうかという基本的な問題だと思うので、か分かるか、そういうことは書かないでいいとすると、どこかという基本的な問題だと思うので、

例えば、先ほどのような非常用冷却系の話とか出しましたけれども、そういうのを具体的に調べて、それで1980年代のSSMRPのときなんか、アメリカのNRCやなんかの関係者と随分個別に議論した経験がありますけれども、議論していけば結局気がつかないか、そういうことは随分あるわけです。ですから、結局多量性と何か、安全関係の方が気がつかないままにやっていると、こういうところがあるので、念には念を入れて、大前提なら大前提ということで書くべきであらうと。書いてなぜ悪いのかというのが僕にはよく分からない。

以上です。

○青山主査 石橋委員、どうぞ。  
○石橋委員 まず、もう余り時間もないので審議の進め方についてちょっと確認したいのですけれども、私個人としては多分事務局が願っているであろう第42-8号がほぼ共通の認識が得られて、次回にはもうそれででき上がって、報告書の表紙には「4月28日」と書かれるのがいいだろうと思っております。そういう議論が今日なされるのだと思っておりました。ですけれども、まだいろいろな問題があるように。

仕上げに際しては、エディトリアルなことで、もやはりきちんと言っておきたいことがあります。そこで質問ですけれども、今までは審議の公開性とか透明性とかいうことでメールによる議論は原則としてというが、全くなされた、しないようにしようというところだと理解していますけれども、しかし例えば報告書のエディトリアル的なことは、今後、メールでやってもいいでしょうということを確認したいと思えます。メールで意見を述べて、それを事務局がまとめた委員に戻すということがなされるのであれば、私は今日は余りもう細かいことを言うのはやめまして、ちょっと本質的なこと少し言いたいことがあるので、そこを確認しておきたいと思えます。

それがだいたい細かいうことで言いたいわけ。

○青山主査 事務局からどうぞ。  
○水間審議指針課長 これは主査に決めていただいたことかと思っておりますが、事務局は指示をいたされたいと思いますけれども、重要な話であれば、それは次回、資料として出していただけて、その場で決断するとかしないとか、これを委員間の議論の中で決めていただけたらいいかと思えます。

○石橋委員 それは確認です。続き、具体的な意見ですけれども、そうしたらまず指針本体の方が大事でしようから幾つか箇所に言いますけれども。

「はしがき」の1行目の「発電用軽水型原子炉の設置許可申請」とありますけれども、これは多分単に「施設が格付け落ちた」ということか。

○水間審議指針課長 これは前のご説明しましたけれども、法律の用語は原子炉の設置許可という枠組みでございまして、施設というのには後から出てきますので、対象は施設になりますけれども、手続的には原子炉の設置許可ということになります。

○石橋委員 すみません、分りました。  
それから2の適用範囲のところ、これは以前に私は言ったことなのですけれども、今回こうやって非常に整理されて改めて読んでみますとやはり気になるとまた繰り返すことになるか、申し上げます。「発電用軽水型原子炉施設(以下、「施設」という。つまり、原子炉施設というような長つたらしい言い方をやめて簡潔に「施設」という)というふうになさったわけですから、これも、これはやはり後を読んでもいくとまずいのではないかと思います。

例えば2ページ目の基本方針の「耐震設計上重要な施設は、これはさつきが括弧で定義した施設ではないと思えます。かき括弧で定義した施設の中のいろいろな施設だろうと思えます。その2行目、3行目に施設、施設とあるのは、さつき定義した施設だと思います。これは違つかもありませんけれども、そういうことは後にいっぺん出てくるわけ、それは読んでいければ分かるだろうと思われる

かもしないけれども、やはりこういう規定である以上きちんとしていただきたいと思われ、それから先ほどの資料の第42-7号の8ページの2の五の「原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。）」と書いてあるわけで、別にここにこう書いてあるからというわけではありませんで、私にとつてはこの定義の方が非常に分かりやすい。後々、混乱が生じないだろうと思われ、やはりこの指針でも原子炉施設とした方がいいのではないかと。もう一度言わせていただきます。

それから、ちょっと細かいことは飛ばしますけれども、5ページの5、基準地震動の策定の冒頭の何行かあります。

それの一番下の「基準地震動Ssは、以下の方針により策定することを基本とする」とありますけれども、「基本」はなくていいのではないのでしょうか。もう基本ではないやつとしてどんなバリエーションがあるのかというところと私には分からないので、「策定することとする」でいいのではないかと。思います。

それからこの5ページ一番下から2行目の「なお、」で、この「なお、」がいいかどうか判断してくださいとささおっしゃいました。

私はこの「なお、」はあって結構だと思えます。むしろあった方がいいと思えます。

それから7ページの「……ひよとして私、手持ちのもので今日の資料とどこか行数とかページとか違っていたら指摘してください。」

7ページの解説の「基準地震動Ssの策定について」のところ、で、「基準地震動Ssは、施設の耐震安全性を確保するためのために極めて重要な意味をもつものであり」と書いてありますけれども、確かに極めて重要なわけですから、何かかえって「極めて重要」と言うのと相対化されてしまうような気がします。でもこれは基本的なものですから、「極めて重要な意味を持つものであり」というより、例えば「基本的な重要性」とか何とか、これは言うてみれば絶対的な意味をこの改訂指針の世界では持っていると思うので、そういうふうな表現に改めていただいた方がいいのではないかと。思います。

ちょっとまたいろいろあるのですが、余り細かいことを言っても悪いとも悪いとも思うとちょっと選択が難しいので今はやめておきます。

以上です。

○水間審議指針課長 メールでいただいたければ対応させていただきます。ただし石橋先生が言ったからそう全部変わることは限りませんので、よろしくお願します。

○石橋委員 私がさっき言ったのは個人的に送るのではなくて、一応委員全員にCCして、それから委員全員に戻すというふうな、もちろん忙しくてメールをご覧にならないとか、メールは嫌いだとか、常手の方にも戻す必要はないと思えますけれども、この期に及んで、今はもう非常手段をとらざるを得ないではないかと、ということ。

○片山事務局長 ちよと私の方から一言だけ申し上げます。

メールで意見を先生方が共有されること、これがいいかというところは全くないと思えます。ただし、私も常務で運用してきたのは、この会議は公開で、オープンな形で議論が進むのはいい見えない形に進めるというところが大事です。そういうエディトリアルな話で議論が進むのはメ

ールだけで結構かもしませんが、本場に大事なものは、どうしてこうなったかということが後でフォローできるような、したがってそれは資料で改めて提出する必要があるかとは思いますが、その重要度に応じて事務局が、こう変更したいという説明するとき、こういうご修正案のご提案があったもので、このように直

アフロ一でできるということが大事だと思っておりますので、議論を進めることを何か制約しようとかそういうところは全く思っていないか、ただこれは確認をさせていただきますか。

○青山主査 よろしいでしょうか。何かございしますか。

石橋委員、どうぞ。

○石橋委員 ほかの方がなければ今度、報告書について意見を述べたいのですけれども、今まで議論を削いでいますと、報告書なんかつくらないだということも大方のほうで思っているのですけれども、今までの雰囲気ですと、こういう格好で報告書を出すということはありませんで、そのコンセンサスが得られるように思っていますので、それを前提にした上で中身のことを申し上げます。

これもいろいろありますけれども、今回の指針改訂で非常に重要だったのは、要するにS<sub>1</sub>、S<sub>2</sub>の二本立てからSsの体系に変わったということでありませんで、プラクティスにとつてはSsとどう違うか、あるいはそれによる地震力がもちろん大事なわけだけれども、その背景には大きな変化として、要するに地震の設定を従来の指針からはやり方が非常に変わったということがあるわけですから、報告書の中でそのことももう少し具体的に書かれていいいいではないかと思われ

す。つまり、例えば地震体構造というものがなくなってきたとか、それから活断層のところ、これは私は慌てて最小限のコメントをメールで事務局に送ったときにちよこっと書いては活断層を取り扱っていただけ、要するに5万年、1万年という、あるいはA級、B級、C級という見方に基づいてお断層の取り扱いは変わってきたわけですから、そうどくどくではないけれども、そのあたりを、つまり耐震指針の規定がなくなってきたとか、岩盤支持がなくなってきたとかいうことは書いてあるわけですから、それと並ぶような形で述べた方がいいのではないかと思います。

それから順不同ですけれども、16ページ、17ページの例の地震履歴事象ですけれども、これは検討指針にすることがまだ決まっていたのではないけれども、今のところもうそういう雰囲気があります。16ページの私が追加していたところ、下の②というところ、当時検討指針にすることがまだ決まっていたから「設計用地震」に添付することを云々と書いていたわけですから、今や検討指針に添付するのではなく、いろいろな議論があつたこと、そしてこの最後のまじり込みの方ですけれども、いろいろな議論があつたこと、これこれこういうことが先ほどご説明がありましたけれども、これはもう一回指針本文を眺ませているわけですから、そこまで書かなくてもいいのではないかなと思います。17ページの真ん中あたりからですが、例えばもうそこからは全部取っ払ってもいいのではないかなと思います。

もし今のままの体裁であれば、さっきちらっとおっしゃいましたけれども、少なくとも最後の「コンセンサスが得られた」というのは、私はちよこっとまだ「コンセンサスが得られた」とは言いにくいので「どこになった」ぐらいに書いていた方がいいのではないかなと思います。17ページの真ん中あたりからですが、例えばもうそこからは全部取っ払ってもいいのではないかなと思います。

これに類することはほかのところにもかなりあるような気がするので、「改訂案のように」とか、「改訂案に示されているように」とかど書路で書ける部分はその方が読む方は楽ではないかと思ひます。それと3ページの2.の第1段落の5行目から6行目ぐらいですか、「その主なものを併せて記述し、参考にする」としてと書いてあるのですけれども、「参考にする」というのが何の参考に資するか、つまり、改訂指針が決められたものではない、そこに盛り込まれたもの、これがここに残っているのを参考にしていくと書かれても、困るような気がするので、「主なものを併せて記述する」ぐらいに書いてもいいかなと思います。それはちよこっと細かいことですが。

それから一番最初ですけれども、1ページ1.(1)調査審議の背景等の最初のところ、併せて記述し、参考にする」としてと書いてあるのですけれども、「参考にする」というのが何の参考に資するか、つまり、改訂指針が決められたものではない、そこに盛り込まれたもの、これがここに残っているのを参考にしていくと書かれても、困るような気がするので、「主なものを併せて記述する」ぐらいに書いてもいいかなと思います。それはちよこっと細かいことですが。

それから一番最初ですけれども、1ページ1.(1)調査審議の背景等の最初のところ、併せて記述し、参考にする」としてと書いてあるのですけれども、「参考にする」というのが何の参考に資するか、つまり、改訂指針が決められたものではない、そこに盛り込まれたもの、これがここに残っているのを参考にしていくと書かれても、困るような気がするので、「主なものを併せて記述する」ぐらいに書いてもいいかなと思います。それはちよこっと細かいことですが。

に短く言ってもいいという意見もあらうかと思つたのですが、現在はずべてのところ「弾性」というのがついている、解説の方でも必ずついております。この状態がよろしいかどうかということについてご意見を伺いたいでございますが、いかがでしょうか。

○柴田委員 ほかにご意見ございませんか。  
○柴田委員 ほかにご意見ございませんか。  
○柴田委員 ほかにご意見ございませんか。

○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。

○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。

○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。

○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。

○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。

○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。

○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。

○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。  
○石橋委員 検討指針に付いては、私はこれでいいと思ひます。

とについては非常に広く国民の皆構から一日も早くとか、あるいはよりよい指針にしてみたいという期待というふうに申しますが、あるいは期待を越えてご要望というものが突きつけられているというふうにも私としては認識をしておるところでございます。

さらに、一部の報道では国の不作為とか、あるいは行政の怠慢とかという表現でこの指針の改訂がおくれているというところではないかと、何をやっているのかというおしかりをちょうだいをしているところがございます。

私も事務局の作業の仕方が手ぬるい等そういう批判は甘んじて受けるしかないということではありませうが、こういう指摘に反論というよりは、そういう事務局の仕事に専念をしようということをおこたえをすということをお願いしなすべはないというふうにお聞きしております。

何とぞ専門委員の皆様におかれましては、こうした事情を少しでもみ取っていただけて、事務局へのご指導、ご鞭撻、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○青山主査 それでは松浦安全委員長、お願ひいたします。

○松浦安全委員長 既に予定の時間を過ぎておりましたので、本日がこの分科会に出席させていただきます。実は私、この16日に任期満了で退任いたしますので、本日がこの分科会に出席させていただきます。一番最後になりますので、お礼のごあいさつを一言述べさせていただきます。

まことに先生方にはご協力、ありがとうございます。

安全委員会、この耐震指針にかかわらず、ありとあらゆる指針に関しましては、常に最新の知見に基づいて定めるべきであるというふうに要求されております。また、我々もそう思っております。特に耐震指針に関しましては、相当以前から見直すべきであるというところは既に認識されていたわけでありまして、特に先ほどの報告書の最初のページにもありますように兵庫県南部地震の後でその見方が強くなりました。

私は平成12年4月に安全委員に任命されたわけでありまして、そのときに既に耐震指針の改訂という作業はせむひ、しなければならぬというふうな思いでいたしたわけではあります。それで耐震指針の見直しをするための準備は、事務局においては既にこの分科会ができる数年前からかなり続けられておりました。しかし、この分科会を立ち上げるのころでも私に、着地点を見定めないうで飛び上がるという着陸できないかも知れないというふうな忠告してくれた方もおられました。しかし、そのとき安全委員の方々とご相談してこの分科会を始めていただけたわけでございます。そのときにおられるのは、今委員長代理の鈴木委員だけでありますけれども、しかしこの分科会でもう異例ともいえるほどかなり長い審議をしていただけたわけでございます。

これは私は非常にありがたかったですし、また重要なことであつたと思えます。長かったわけでありませうが、それだけに非常に慎重に、かつ深く議論していただいた。重要なことを決めるときにはその重要さに比例してというか、それに伴って審議はしっかりとやりやれるべきであるというのには当然のことでありませうけれども、まさにこの分科会での審議はその典型的な例であつたのではないかとこのように思っております。

今後、いろいろな指針の見直しをやると思えますけれども、それは物によっては簡単にできるものもあります。物によっては重要なことともあると思えますけれども、いつもその重要さに応じて今回の分科会での審議は非常に重要な手本になったのではないかとこのように思うわけです。

その証拠は、ここに積み上げられている記録がまさに示しているわけでございます。これは指針ができて、この指針によって今後の原子炉施設の設置許可が審査されるわけでありませうけれども、そのときにはこの指針は当然でありますけれども、今回この分科会で議論された中身は当然十分に議論の中で出てくる、審査の中で出てくるものだと思います。そのことがまた重要ではないかというふうに思います。

幸いにして、先ほど青山主査からおっしゃっていただきましたように、着地点が見えていなかったのではなくて、次回から次回には着地できるようなことになったということで、私はかなり大きな期待を持ってこの席を去らせていただきますのを非常にうれしく思っております。

○水面審議指針課長 それでは、事務局から次回の連絡を申し上げます。

次回日程でございます。第43回でございますけれども、以前に4月26日というふうなように申し上げておりましたけれども、数名の委員の先生方から都合が悪くなったというご連絡をいただきましたので、再度調整をさせていただきます。次回は4月28日金曜日でございます。13時から17時、午後1時から午後5時までということをご予定させていただきますと思っております。場所はここです。

それから青山主査から、次回の分科会では最終確認をしていただけただけの準備をするというこ

との指示をいただきました。

先ほど石橋先生から、メールでのやりとりというご提案もございました。委員の先生方同士のメールのやりとりは幾らでも結構でございますが、事務局には個別にもろろんそのCCをいただけて、事務局としても作業はさせていただきますが、事務局は委員同士の意見の調整はいたしませんので、あくまでも公開の場所でやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局の勝手な都合を申し上げますと、来週前半ぐらいたまに事務局に言いたいことがあれば連絡していただきたいというふうにしていただけたらと、同じことについて複数の意見が出た場合についても作業が少し進めやすいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○青山主査 よろしゅうございませうか。

それでは、これで耐震指針検討分科会第42回会合を終了いたします。

午後 0時48分閉会